

岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）とは

- 都市計画法（以下「法」という。）第6条の2に基づき都道府県が定めるもの。
- 本方針は、おおむね5年毎に区域区分の定期的な見直しに併せて変更を行っている。
（区域区分は第8回定期見直し／区域マスタープランは3回目）

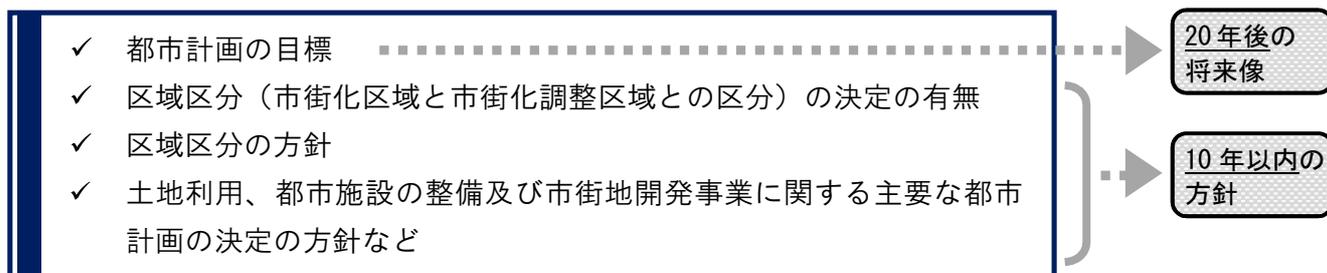
< 定期見直しの推移 >

(都市計画決定年次)	都市計画法改正(H12)									
	当初決定 (S47)	第1回 (S55)	第2回 (S62)	第3回 (H06)	第4回 (H12)	第5回 (H16)	随時変更 (H18)	第6回 (H23)	第7回 (H28)	第8回 (R03)
市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針【区域区分】	決定	①	②	③	④					
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【区域MP】						決定	-	①	②	③

区域区分の都市計画決定図書に記載

- 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域において定められる都市計画区域全域を対象として、静岡県が一つの市町を超える広域的見地から定める基本的な方針。
- 長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものであり、人口（保留）フレームなどの区域区分を定める際の方針や主要な都市計画の整備目標などを定めるもの。

< 定める事項 >



2 変更理由

- 平成27年度から30年度にかけて、人口や産業の規模、土地利用や交通量等の現況及び将来の見通しについて、県が都市計画基礎調査を実施した。
- この結果、前回（H28.3.25 県告示）以降の当該都市の発展の動向、人口及び産業の現状、将来の見通し等が明らかとなり、これらを勘案し、長期的視点に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性等を見直す必要が生じた。
- このため、今年度、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を行う。

3 主な変更点

現在及び今後の社会経済情勢に勘案した文章表現や、おおむね 10 年以内の整備を予定している都市施設等の変更を行う。

項目	変更内容
目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「都市計画の目標」は、基準年次 2015 年 (H27) から 20 年後の 2035 年(R17)とする。 ✓ 「区域区分の方針」等は、基準年次 2015 年 (H27) から 10 年後の 2025 年(R7)とする。
都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県が推進している「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」についての記述を追加する。 ✓ 大規模な自然災害に備える、強靱な都市づくりの実現に向けて、「復興事前準備の取組」についての記述を追加する。
区域区分の方針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 目標年次 2025 年(R7)の市街化区域の人口をおおむね 287.2 千人 (富士宮市含む/保留人口 700 人) と設定する。
主要な都市計画の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、「都市防災」の項目を追加する。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「空き地や空き家等の未利用地」についての記述を追加する。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「3・4・17 元吉原富士岡線 (富士市)」の追加と、整備が完了した「3・5・39 津田蓼原線 (富士市)」などを削除する。
市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「富士駅北口周辺地区」を追加する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口及び産業の現状、将来の見通し等が変化したことにより文章表現等を変更する。

4 今後の予定

令和 2 年 7 月から法に基づく手続きを開始しており、都市計画決定は、市及び県の都市計画審議会での審議後の令和 3 年 3 月を予定している。

＜ R2 年度スケジュールの詳細 ＞

R2 (2020) →							R3 (2021) →					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
			●						●	●		
			案の内容の申出(7/14)						市都市計画審議会 (1/25)	県都市計画審議会 (2/22 予定)		
			■					■			★	
			原案の閲覧(8/11~20) 公聴会【公述申出書の提出が無いため中止】					案の縦覧(12/11~25)			都市計画決定(3月予定)	